

住所及び所在地変更の お知らせ 【法人・個人事業者用】

西府土地区画整理事業の換地処分に伴い
平成25年8月17日（土）から
皆さまの住所及び所在地が変わりました。

本宿町一丁目の一部
西府町一丁目の一部

平成26年7月

府中市

目 次

○はじめに	1 ページ
○住所・所在地の主な変更手続きについて	1 ページ
○町名地番変更証明書等について	2 ページ
○郵便番号について	3 ページ
○ごみ・資源の収集について	3 ページ
○市役所が職権で変更した主なもの	4 ページ
○市役所以外の公的機関が職権で変更した主なもの	5 ページ
○皆さまが住所の変更手続きを行う主なもの	
・市役所での手続き	6 ページ
・市役所以外での手続き	8 ページ

はじめに

西府土地区画整理事業（施行者：西府土地区画整理組合）地区内では、土地区画整理法に基づく換地処分に伴い平成25年8月17日（以下、「実施日」といいます。）より町又は丁目の区域が変わり新しい地番となりました。

今回の町名地番変更区域内に事務所等を設置している事業者の方は、住所や所在地の変更手続きが必要となります。

つきましては、町名地番変更後に必要となる主な手続きについてお知らせします。

住所・所在地等の主な変更手続きについて

市役所が職権で変更したものは、4 ページに、その他の公的機関が職権で変更したものは、5 ページに記載してあります。

また、皆さまが変更手続きを行う主なものは、次のページに記載してあります。

市役所での手続き

- | | |
|----------------------------|-------|
| ○原動機付自転車、小型特殊自動車（125cc 以下） | 6 ページ |
| ○法人の所在地（市税関係） | 6 ページ |
| ○軽自動車税の納税通知書送付先（市税関係） | 7 ページ |
| ○飼い犬の登録者 | 7 ページ |
| ○公共施設や予約システムの利用登録 | 7 ページ |

市役所以外での手続き

法務局（登記所）関係

- | | |
|--|-------|
| ○土地・建物の不動産所有者 | 8 ページ |
| ○土地・建物登記簿上の
... 抵当権、地上権、賃借権、仮登記などの権利者 | 8 ページ |
| ○法人の代表者及び役員、本店及び支店 | 9 ページ |

国・都税関係

- | | |
|------------------------|--------|
| ○個人事務所の代表者及び所在地（国税関係） | 9 ページ |
| ○酒類販売事業主及び法人・販売場（国税関係） | 10 ページ |
| ○法人の所在地（都税関係） | 10 ページ |
| ○自動車税の納税通知書送付先（都税関係） | 11 ページ |

自動車等車両関係

- | | |
|-----------------------------|--------|
| ○軽自動車 | 11 ページ |
| ○普通自動車・オートバイ（総排気量 126cc 以上） | 12 ページ |

警察署関係

- 古物営業、質屋営業、深夜酒類提供店、
警備業の代表者及び本社・店舗 12 ページ

保健所関係

- 食品衛生法等に基づく各種営業許可書の営業者及び本店・営業所 13 ページ
○理容師法・美容師法・クリーニング業法に基づく開設者及び店舗 13 ページ
○医療法に基づく病院・診療所の開設者及び施設 14 ページ
○健康増進法に基づく給食施設の設置者及び施設 14 ページ
○薬事法に基づく薬局開設許可証の開設者及び施設 14 ページ

その他

- 各供給事業（電気・ガス）等 15 ページ
○金融機関 15 ページ

町名地番変更証明書等について

皆さまが住所や所在地等の変更手続きを行う際には「町名地番変更証明書」などが必要となる場合があります。

本人確認のできる書類（免許証・健康保険証など）をご持参のうえ、次の窓口で各証明書の発行手続きを行ってください。（発行手数料は無料です。）

なお、各証明書の発行手続きは、郵送でも行うことができます。

詳しくは市役所総合窓口課（TEL042-335-4333）へお問い合わせください。

証明書の種類	発行場所
住所の町名地番変更証明書	・総合窓口課（市役所本庁舎 1F） ・各文化センター
本籍の町名地番変更証明書	
土地所在変更証明書	

※申請書は、市のホームページからダウンロードできます。

【町名地番変更証明書】

<http://www.city.fuchu.tokyo.jp/kurashi/shinsesho/kurashi/tetuduki/jyuminhyokanke/chome.html>

【土地所在変更証明書】

<http://www.city.fuchu.tokyo.jp/kurashi/shinsesho/kurashi/tetuduki/jyuminhyokanke/tochi.html>

郵便番号について

本宿町から西府町又は西府町から本宿町へ住所や所在地が変わる場合、郵便番号が変更となりました。

なお、本宿町・西府町ともに地番のみが変更となる場合は、変更ありません。

町名	郵便番号
本宿町	183-0032
西府町	183-0031

ごみ・資源の収集について

《市の収集に登録している少量排出事業所》

	本宿町	西府町	備考
燃やすごみ	火・金	火・金	変更なし
燃やさないごみ	2週に1回 月	2週に1回 月	
ペットボトル	2週に1回 月	2週に1回 月	
容器包装プラスチック	木	木	
雑紙・雑がみ	2週に1回 水	2週に1回 水	
段ボール	2週に1回 水	2週に1回 水	
新聞	4週に1回 水	4週に1回 水	本宿町と西府町は同じ曜日ですが、週が異なります。
びん	2週に1回 木	2週に1回 金	本宿町と西府町は同じ週ですが、曜日が異なります。
かん	2週に1回 木	2週に1回 金	

※詳しくは、ごみ・資源の出し方カレンダー（西府町／日新町、西原町／本宿町）をご覧ください。

※ごみ・資源の出し方カレンダーは、市のホームページからダウンロードできます。
http://www.city.fuchu.tokyo.jp/kurashi/gomirisaikuru/gomicalendar/2014gomi_calendar.html

《市の収集に登録していない排出事業所》

それぞれ契約している一般廃棄物処理業者にお問い合わせください。

市役所が職権で変更した主なもの

(皆さまの手続きは必要ありません。詳しくは、問合せ先にご確認ください。)

○給与所得等に係る市民税・都民税特別徴収税額の決定・変更通知書送付先の住所（市税関係）

問合せ先	市民税課 TEL042-335-4442
説明	実施日以降、新しい住所へ変更しています。 ※他の自治体で特別徴収義務者として指定されている場合、それぞれの自治体へ所在地名称変更届出書の提出が必要となります。 ※現在お持ちの各種通知書は、引き続きお使いください。

○固定資産税・都市計画税の納税通知書送付先の住所（市税関係）

問合せ先	資産税課 土地係 TEL042-335-4445 家屋係 TEL042-335-4446
説明	法務局へ土地・建物の不動産所有者の住所変更登記の手続き（8ページ参照）完了後、新規課税又は修正課税が行われた時点で、新しい住所へ変更しています。 ※他の自治体に不動産を所有している場合、それぞれの自治体へお問い合わせください。 ※現在お持ちの各種納税通知書は、引き続きお使いください。

○市の収集に登録している少量排出事業所の所在地

問合せ先	ごみ減量推進課 TEL042-335-4400
説明	実施日以降、新しい所在地へ変更しています。 ※本宿町から西府町又は西府町から本宿町へ所在地が変更となる場合、登録番号が変わります。詳細につきましては、該当事業所へ連絡しております。

○下水道利用者の住所

問合せ先	下水道課 TEL335-4381
説明	実施日以降、新しい住所へ変更しています。

市役所以外の公的機関が職権で変更した主なもの

(皆さまの手続きは必要ありません。詳しくは、問合せ先にご確認ください。)

○土地・建物登記簿表題部の所在欄

問合せ先	東京法務局府中支局 TEL042-335-4753
説明	実施日以降、西府土地区画整理組合が土地区画整理法に基づき行う登記手続きにより、東京法務局府中支局（登記所）が新しい町丁目地番等へ変更しております。 ※所有名義人などの住所変更は、別途、皆さまが手続きを行う必要があります。（8 ページ参照）

○水道利用者の住所又は所在地

問合せ先	東京都水道局多摩お客さまセンター TEL0570-091-101 ※PHS・IP電話 TEL042-548-5110
説明	実施日以降、東京都水道局が新しい住所又は所在地へ変更しております。 ※現在も変更されていない場合、問合せ先までご連絡ください。

○法人の代表者の住所及び本店・支店の所在地（国税関係）

問合せ先	武蔵府中税務署 TEL042-362-4711
説明	法務局へ代表者の住所、本店及び支店の所在地変更登記の手続き（9 ページ参照）完了後、武蔵府中税務署が新しい住所・所在地へ変更しております。

○法人の印鑑証明書の本店所在地

問合せ先	東京法務局府中支局 TEL042-335-4753
説明	法務局で本店の所在地変更登記の手続き（9 ページ参照）完了後、新しい所在地へ変更しております。

皆さまが住所の変更手続きを行う主なもの

市役所での手続き

○原動機付自転車・小型特殊自動車の所有者の住所	
誰が	上記の車両を所有している事業者
どこへ	市民税課（市役所本庁舎2F） TEL042-335-4440
いつまでに	実施日以降、早めに手続きを行ってください。
主な持ち物	市民税課へお問い合わせください。必要に応じ、新しい標識交付証明書と交換します。 ※現在お持ちの納税通知書は、引き続きお使いください。

○法人の所在地（市税関係）	
誰が	事務所などを有している事業者（法人に限る）
どこへ	市民税課（市役所本庁舎2F） TEL042-335-4440
いつまでに	実施日以降、早めに手続きを行ってください。
主な持ち物	町名地番変更後の登記簿謄抄本又は登記事項証明書（どちらも写し可）、印鑑（代表者印） ※届出書は、市のホームページからダウンロードして、事前に準備することができます。 http://www.city.fuchu.tokyo.jp/kurashi/shinsesho/kurashi/zekein/shiminze.files/1000091037_17.pdf ※本手続きを行った場合、法人市民税の確定申告書・予定申告書は、新しい所在地へ送付しております。

○軽自動車税の納税通知書送付先の住所（市税関係）

誰が	上記税金が課税されている事業者
どこへ	市民税課（市役所本庁舎2F） TEL042-335-4440
いつまでに	実施日以降、早めに手続きを行ってください。
主な持ち物	市民税課へお問い合わせください。 ※オートバイ（総排気量126CC以上）及び軽自動車を所有している場合、多摩自動車検査登録事務所又は軽自動車検査協会にて自動車検査証又は軽自動車届出済証の住所地を変更し、軽自動車税申告の手続きを行った場合は、市民税課へ連絡する必要はありません（11・12ページ参照） ※本手続きでは、自動車検査証又は軽自動車届出済証の住所欄は変更できません。別途手続きが必要となります。（11・12ページ参照） ※原動機自転車・小型特殊自動車を所有している場合、必要に応じて、新しい標識交付証明書と交換します。（6ページ参照） ※現在お持ちの納税通知書は、引き続きお使いください。

○飼い犬の登録者の住所

誰が	飼い犬の登録事業者
どこへ	健康推進課（保健センター） TEL042-368-5311
いつまでに	実施日以降、早めに手続きを行ってください。
主な持ち物	電話連絡でも手続きができます。手続き先にお問い合わせください。

○公共施設や予約システムの利用登録の住所

誰が	上記の施設・システムの利用登録をされている事業者
どこへ	利用登録時に申請された施設及び担当課
いつまでに	実施日以降、早めに手続きを行ってください。
主な持ち物	手続き先にお問い合わせください。

市役所以外での手続き

○土地・建物の不動産所有者の住所

誰が	土地・建物を所有している事業者
どこへ	土地・建物の所在地を所管する法務局 ※土地・建物の所在地が、三鷹市・武蔵野市・府中市・調布市・小金井市・狛江市の場合、東京法務局府中支局（TEL 042-335-4753）となります。
いつまでに	実施日以降、早めに手続きを行ってください。
主な持ち物	土地所在変更証明書・印鑑（代表者印） ※申請書は、法務局のホームページからダウンロードして、事前に準備することができます。 http://www.moj.go.jp/MINJI/MINJI79/minji79.html

*詳しくは、所管する法務局にお問い合わせください。

○土地・建物登記簿上の抵当権、地上権、賃借権、仮登記などの権利者の住所

誰が	上記の権利者として登記されている事業者
どこへ	土地・建物の所在地を所管する法務局 ※土地・建物の所在地が、三鷹市・武蔵野市・府中市・調布市・小金井市・狛江市の場合、東京法務局府中支局（TEL 042-335-4753）となります。
いつまでに	実施日以降、早めに手続きを行ってください。
主な持ち物	土地所在変更証明書・印鑑（代表者印） ※申請書は、法務局のホームページからダウンロードして、事前に準備することができます。 http://www.moj.go.jp/MINJI/MINJI79/minji79.html

*詳しくは、所管する法務局にお問い合わせください。

○法人の代表者及び役員の住所、本店及び支店の所在地

誰が	上記の登記をされている事業者
どこへ	本店・支店の所在地を所管する法務局 ※本店・支店の所在地が、三鷹市・武蔵野市・府中市・調布市・小金井市・狛江市の場合、東京法務局府中支局（Tel 042-335-4753）となります。
いつまでに	法定期間内（本店は実施日から2週間以内、支店は実施日から3週間以内）
主な持ち物	町名地番変更証明書（代表者等の住所変更の場合）、土地所在変更証明書（本店等の所在地変更の場合）、印鑑（代表者印） ※本手続きを行うことにより、武蔵府中税務署へ新しい住所・所在地の変更手続きは不要となります。（5 ページ参照） ※本手続きを行うことにより、法務局へ登録している印鑑証明書の本店所在地変更手続きは不要となります。（5 ページ参照）

*詳しくは、所管する法務局にお問い合わせください。

○個人事務所の代表者の住所及び所在地（国税関係）

誰が	個人で事業を営んでいる事業主
どこへ	所得税や消費税等を申告されている税務署 ※事務所の所在地が、府中市・調布市・狛江市の場合、武蔵府中税務署（Tel 042-362-4711）となります。
いつまでに	実施日以降、早めに手続きを行ってください。
主な持ち物	町名地番変更証明書（代表者の住所変更の場合）・土地所在変更証明書（事務所の所在地変更の場合）・印鑑（認印） ※申請書は、国税庁のホームページからダウンロードして、事前に準備することができます。 http://www.nta.go.jp/tetsuzuki/shinsei/index.htm

*詳しくは、申告されている税務署にお問い合わせください。

○酒類販売事業主の住所及び法人・販売場の所在地（国税関係）

誰が	上記事業を営んでいる事業主
どこへ	販売場の所在地を所管する税務署 ※販売場の所在地が、府中市・調布市・狛江市の場合、武蔵府中税務署（Tel042-362-4711）となります。
いつまでに	実施日以降、早めに手続きを行ってください。
主な持ち物	町名地番変更証明書の写し（事業主の住所変更の場合）・土地所在変更証明書の写し（法人・販売場の所在地変更の場合）・印鑑（個人事業主は認印、法人事業主は代表者印） ※申告書は、国税庁のホームページからダウンロードして、事前に準備することができます。 http://www.nta.go.jp/tetsuzuki/shinsei/annai/sake/annai/23600093.htm

※武蔵府中税務署では、酒税・お酒の免許に関する問合せの対応は、立川税務署酒類指導官部門の巡回相談（火曜日午前10時～正午、木曜日午後2時～4時）で行っています。

なお、日程が変更される場合もありますので、事前に立川税務署酒類指導官部門へ予約（Tel042-523-1185）をお願いします。

***詳しくは、立川税務署（酒類指導官部門）にお問い合わせください。**

○法人の所在地（都税関係）

誰が	事務所・事業所を設けている事業者
どこへ	立川都税事務所（Tel042-523-3171）
いつまでに	法定期間内（実施日から10日以内）
主な持ち物	土地所在変更証明書・印鑑（代表者印） ※届出書は、主税局のホームページからダウンロードして、事前に準備することができます。 http://www.tax.metro.tokyo.jp/shomei/index.html

***詳しくは、立川都税事務所にお問い合わせください。**

○自動車税の納税通知書送付先の住所（都税関係）

誰が	上記税金が課税されている事業者
どこへ	都税総合事務センター ※都税問合せ受付ダイヤル（TEL03-3525-4066）
いつまでに	実施日以降、早めに手続きを行ってください。
主な持ち物	特に必要な物はありません。 ※郵送や電話連絡で手続きを行うことができます。 （送付先）〒171-8517 豊島区西池袋 1-17-1 都税総合事務センター自動車課 宛 ※変更届は主税局のホームページからダウンロードして、事前に準備することができます。 http://www.tax.metro.tokyo.jp/shomei/index.html ※多摩自動車検査登録事務所で本手続きを行った場合、都税総合事務センターへ連絡する必要はありません。 ※本手続きでは、自動車検査証の住所欄は変更できません。 別途手続きが必要となります。（12 ページ参照）

*詳しくは、都税問合せ受付ダイヤルにお問い合わせください。

○軽自動車の所有者・使用者の住所

誰が	上記の車両を所有や使用している事業者
どこへ	軽自動車検査協会東京主管事務所多摩支所（TEL042-358-1411）
いつまでに	実施日以降、早めに手続きを行ってください。
主な持ち物	土地所在変更証明書・自動車検査証 ※別途、軽自動車税の納税義務者住所変更手続きが必要となります。（7 ページ参照）

*詳しくは、軽自動車検査協会東京主管事務所多摩支所にお問い合わせください。

○普通自動車・オートバイ(総排気量 126cc 以上)の所有者・使用者の住所

誰が	上記の車両を所有や使用している事業者
どこへ	多摩自動車検査登録事務所 ※音声ガイド (Tel050-5540-2033) ※検査窓口 (Tel042-523-2456)
いつまでに	実施日以降、早めに手続きを行ってください。
主な持ち物	土地所在変更証明書・自動車検査証又は軽自動車届出済証・印鑑(代表者印) ※別途、自動車税又は軽自動車税の納税義務者住所変更手続きが必要となります。(自動車税 11 ページ参照)(軽自動車税 7 ページ参照)

***詳しくは、多摩自動車検査登録事務所にお問い合わせください。**

○古物営業、質屋営業、深夜酒類提供店、警備業の代表者の住所・本籍及び本社・店舗の所在地

誰が	上記の許認可を受けられている事業者
どこへ	所管する警察署 ※許認可証の種類により手続き先が異なります。
いつまでに	実施日以降、早めに手続きを行ってください。
主な持ち物	町名地番変更証明書(代表者等の住所・本籍変更の場合)・土地所在変更証明書(本社等の所在地変更の場合)・印鑑(社印)・各種許認可証 ※町名地番変更証明書は、住所変更には「住所用」、本籍変更には「本籍用」の変更証明書が必要となります。 ※申請書は、警視庁のホームページからダウンロードして、事前に準備することができます。 http://www.keishicho.metro.tokyo.jp/anzen/sub1.htm ※申請先が警視庁以外の場合は、所管する道府県警のホームページでご確認ください。

***詳しくは、所管する警察署にお問い合わせください。**

- ※ 多摩府中保健所は、平成27年1月13日（火）に新庁舎へ移転します。
 移転後の住所：府中市宮西町1-26-1 東京都府中合同庁舎内
 （電話番号は変わりません。）

○食品衛生法等に基づく各種営業許可書の営業者の住所及び本社・営業所の所在地

誰が	上記の営業許可を受けられている営業者
どこへ	所管する保健所 ※営業所の所在地が、武蔵野市・三鷹市・府中市・調布市・小金井市・狛江市の場合は、多摩府中保健所（Tel 042-362-2334）となります。
いつまでに	法定期間内（実施日から10日以内）
主な持ち物	許可書 ※必要となる添付書類は、営業形態（個人経営・法人経営）又は所在地を所管する都道府県により異なります。

*詳しくは、所管する保健所にお問い合わせください。

○理容師法・美容師法・クリーニング業法に基づく開設者の住所及び店舗の所在地

誰が	上記の店舗の確認済証をお持ちの開設者
どこへ	所管する保健所 ※店舗の所在地が、武蔵野市・三鷹市・府中市・調布市・小金井市・狛江市の場合は、多摩府中保健所（Tel042-362-2334）となります。 ※手続きの際は、事前にご連絡をお願いいたします。
いつまでに	実施日以降、早めに手続きを行ってください。
主な持ち物	町名地番変更後の登記簿謄抄本又は登記事項証明書（どちらも写し可） ※必要となる添付書類は、所在地を所管する都道府県により異なります。

*詳しくは、所管する保健所にお問い合わせください。

○医療法に基づく病院・診療所の開設者の住所及び所在地（開設届の一部変更届）

誰が	上記の病院等の開設許可を受けている開設者
どこへ	所管する保健所 ※病院等の所在地が、武蔵野市・三鷹市・府中市・調布市・小金井市・狛江市の場合は、多摩府中保健所（TEL 042-362-2334）となります。
いつまでに	法定期間内（実施日から10日以内）
主な持ち物	印鑑（個人経営は認印、法人経営は代表者印） ※必要となる添付書類は、所在地を所管する都道府県により異なります。

*詳しくは、所管する保健所にお問い合わせください。

○健康増進法に基づく給食施設の設置者の住所及び施設の所在地

誰が	上記の施設の設置許可を受けている設置者
どこへ	所管する保健所 ※施設の所在地が、武蔵野市・三鷹市・府中市・調布市・小金井市・狛江市の場合は、多摩府中保健所（TEL042-362-2334）となります。
いつまでに	法定期間内（実施日から30日以内）
主な持ち物	許可書 ※必要となる添付書類は、所在地を所管する都道府県により異なります。

*詳しくは、所管する保健所にお問い合わせください。

○薬事法に基づく薬局開設許可証の開設者の住所及び薬局の所在地

誰が	上記の開設許可を受けている開設者
どこへ	所管する保健所 ※薬局の所在地が、武蔵野市・三鷹市・府中市・調布市・小金井市・狛江市の場合は、多摩府中保健所（TEL042-362-2334）となります。
いつまでに	法定期間内（実施日から30日以内）
主な持ち物	許可証・印鑑（個人経営は認印、法人経営は代表者印） ※必要となる添付書類は、所在地を所管する都道府県により異なります。

*詳しくは、所管する保健所にお問い合わせください。

○各供給事業（電気・ガス）等への住所及び所在地

誰が	上記のサービスを受けられている方
どこへ	東京電力多摩カスタマーセンター（TEL0120-995-662）
	東京ガスお客様センター（TEL042-524-2111）
	NTT東日本（TEL（局番なし）116）
	JCOM東京（TEL042-301-0210）
	NHK西東京営業センター（TEL042-528-6000）

*詳しくは、各事業者にお問い合わせください。

○金融機関への住所

誰が	上記の通帳をお持ちの方
どこへ	それぞれの金融機関
いつまでに	実施日以降、早めに手続きを行ってください。
主な持ち物	預金通帳・届出印

*詳しくは、それぞれの金融機関にお問い合わせください。

○各種免許・許可・認可等の住所・所在地等の変更については、法律等で定められた手続きをお願いします。

○その他、公的機関への申請や登録、法人等との契約時に住所・所在地等の届出をされていた場合、皆さままでご確認ください。

ご不明な点やご質問等がございましたら、担当窓口まで
お問合せください。

○町名地番変更について

都市整備部計画課

〒183-8703 府中市宮西町 2-24

TEL042-335-4335

tosikei01@city.fuchu.tokyo.jp

○土地区画整理について

都市整備部地区整備課

〒183-0056 府中市寿町 1-5-1 府中駅北第2庁舎

TEL042-368-7592

kukaku01@city.fuchu.tokyo.jp